

1 監査の対象及び監査実施期間

(1) 監査の対象

総合磐城共立病院

(2) 監査実施期間

平成26年10月8日から平成27年1月15日まで

なお、当該期間中に監査委員の退任及び就任があり、平成26年10月31日までは塩田美枝子前監査委員及び佐藤和美前監査委員が、同年11月1日からは岩井孝治監査委員及び小野邦弘監査委員が監査を執行した。

2 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年8月31日までに執行された財務事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

(1) 予算の執行

(2) 収入事務

(3) 支出事務

(4) 契約事務

(5) 財産管理事務

(6) その他

3 監査の方法

事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

4 監査の結果

次に掲げるとおり。

総合磐城共立病院

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

＜是正改善を要する事項＞

1 契約事務（その1）

医療機器の修繕に係る契約事務において、契約の内容と契約の種類が適合しておらず、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えているにもかかわらず随意契約の方法により契約を締結している例及び随意契約によることができる契約についても適用号が適切でない例が認められた。

（病院建設課）

※ ①日本ビー・エックス・アイ(株)MediStim社製血流量計修繕、②日本エアーテック(株)クラスⅡ生物学キャビネットフィルター交換修繕、③GEヘルスケアジャパン全身麻酔器修繕及び④日立移動型X線装置(手術室)修繕については、いずれも予定価格が市病院事業契約規程第20条第1号に規定する「工事又は製造の請負」に係る限度額の「130万円」を超えないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用して随意契約により契約を締結している。

しかしながら、これらの契約に係る業務の内容は、タッチパネルモニターの交換、フィルター交換、定期点検整備項目に沿った消耗部品の交換、点検、調整やパネル基盤の交換等であることから、建設工事や建築物等の修繕等を内容とする「工事又は製造の請負」には該当せず、市病院事業契約規程第20条第6号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当し、予定価格の限度額も「50万円」となるものと考えられる。これらの契約の予定価格は、いずれも当該限度額を超過しており、特に複数者から見積りを徴収している①及び②については、本来は競争入札に付すべきであり、また、1者からしか見積りを徴収できない理由が記載されている③及び④についても、随意契約による場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用すべきである。

地方公営企業法施行令

（随意契約）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

(2)～(9) (略)

2～4 (略)

別表第一（第21条の14関係）

(1) 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	2,500千円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	1,300千円
(2) 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	1,600千円
	市町村	800千円
(3) 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	800千円
	市町村	400千円
(4) 財産の売払い	都道府県及び指定都市	500千円
	市町村	300千円
(5) 物件の貸付け		300千円
(6) 前各項に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	1,000千円
	市町村	500千円

いわき市病院事業契約規程

（予定価格の限度額）

第20条 企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（いわき市財政部契約課／平成25年6月策定）

（抜粋）21ページ

<市財務規則で定める限度額及び具体例>

	契約種類	限度額（※1）	具体例
1	工事又は製造の請負	130万円	建設工事、建築物等修繕等 ※ 保守点検等で行っている機械等の軽微な修繕など、単にサービスの提供のみのものについては、第6号に該当します。
2	財産の買入れ	80万円	動産、不動産の購入、地上権、著作権、商標権、意匠

			権、特許実用新案権
3	物件の借入れ	40万円 年額又は総額（※2）	土地、建物、機械、器具等の賃借（リース）
4	財産の売払い	30万円	動産、不動産の売払い
5	物件の貸付け	30万円	動産、不動産の貸付け
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	測量・調査・設計委託、業務委託、役務の提供、物品等の修繕

※1 限度額については、地方自治法施行令第167条の2第1号、別表第五に掲げる金額の上限値としている。

※2 1年以上の期間のものにあつては年額、1年未満の期間のものにあつては総額を基本とする。

2 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（経営企画課、総務課、病院建設課、情報システム管理室）

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる84件のうち26件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日実施）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者
(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

- (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって

市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

契約事務

いわき市立総合磐城共立病院において平日に収納した診療収入等や窓口で使用したつり銭準備金については、現金輸送等業務委託契約に基づき、当日の夕方に受託業者が受領した後、自己の施設に輸送して保管し、翌日以降の金融機関の営業日に受託業者が自己の施設から金融機関に輸送して指定口座に入金するとともに、金種別に新たに両替したつり銭準備金を病院の医事課に持参することとされている。

当該契約は、4月1日から翌年3月31日までを履行期間とする単年度契約であり、3月31日以前と4月1日以後は別個の契約となるが、平成26年3月31日分の診療収入や窓口で使用したつり銭準備金についても、当日の夕方に受託業者が受領した後、自己の施設に輸送して保管し、翌日の4月1日に当該受託業者が自己の施設から金融機関に輸送して指定口座に入金するとともに、金種別に新たに両替したつり銭準備金を医事課に持参するという一連の継続した行為として行われていた。このことは、契約に基づく行為と契約期間との整合性や、年度替りの時期における契約手続に伴う契約の空白期間に多額の現金の保管や処理がされることについて疑義を招くおそれがあること、また、平成26年度の現金輸送等業務委託契約の締結に当たっては、当初は競争入札に付す予定のところ入札執行前に辞退者があったため、結果的に随意契約の方法により引き続き前年度の受託業者と契約を締結した経緯があるが、今後の契約において受託業者が変更になる可能性があることから、年度替わりの時期における業務の取扱いや契約方法のあり方などについて検討しておく必要があるものと考えられる。

(経営企画課)